

健企第 58 号
平成 28 年 6 月 1 日

日本共産党横浜市会議員団
団長 大貫 憲夫 様

横浜市長 林 文子



いわゆる「ごみ屋敷」対策条例案策定にあたっての申し入れに対する 回答について

向暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、貴職より平成 28 年 4 月 21 日に提出されました、『いわゆる「ごみ屋敷」対策条例案策定にあたっての申し入れ』につきまして、本市の考え方を下記のとおり回答させていただきます。

記

1 ごみ屋敷状態を生じさせた当事者への福祉的な支援を、条例の中心に据えること。

(本市の考え方)

「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することになり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。

2 当事者への支援、調査にあたっては、当事者の人権を守り、十分にプライバシーに配慮するよう、関係者の守秘義務を盛り込むこと。

(本市の考え方)

個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。

3 ごみ屋敷状態の解決にあたって、経済的支援を設けること。

(本市の考え方)

本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者

の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。なお、本人の同意が得られず代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。

4 担当職員、関係区局等による対策本部、対策会議等の設置を明記すること。

(本市の考え方)

今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。

また、各区の福祉保健課に窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定するとともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。

5 行政代執行は盛り込まないこと。

(本市の考え方)

周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、強権的な措置も講ずることができるようになりますが、強制的に個人の所有物を撤去するという手法には法的な制約もあることから、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。

6 罰則としての過料は課さないこと。

(本市の考え方)

過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。

7 条例施行にあたっては、専任の一般職員・保健師ともに複数配置すること。

(本市の考え方)

今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。

今後も状況を見ながら、職員の配置について検討していきます。

以上